

(前頁より)
たとえ、組合側が「その他」の項目を書いてきましても、「紛争のものとなるから、この項目は抜こうではないか」と言って、「その他」の項目を入れないことが必要です。

次に、「原則として若干の日時」といふことについて、私は会社でも「原則として五日前まで申し入れることに決定いたしました。」

審査委員意見見

3. 団交のルールは、本来、労使間の協議で決めるべきであるが、審査委員としては以下の諸点を含むルールによってすみやかに労使間の團交の行なわれることが必要であると考える。

①團交は、議題を明らかにして若干の日時をおいて申し入れること。
②一日の交渉時間は原則として三時間以内とし、延長する場合は双方の同意をもってきめること。
③團交の参加人員は双方ほぼ同数とする。
④團交に参加する者は、労使がそれぞれ指定した者とする。

1、本件の当事者間に團交が行われていない原因の一つは、申立人が組合結成後、性急に團交を要求し、多数の威力によつて主張をとおそうとしたことがあるとみられる。

従つて、申立人としては、このような態度が團交を行つことを妨げたことを反省し、話しあいによつて問題を処理するという、正常な團交の態度をとることを確約する必要がある。

2、他方、被申立側にも團交が労働組合の中心的機能であるとの認識が欠けているとのふられる。労使間の問題をなによりも團交の場で解決するという誠意を示す必要があ

公益委員、審査委員
伊藤 正己

東京都地方労働委員会
昭和三十九年九月十六日



「労使の正しいあり方」

第やれるものもあると思うが、そのときは早目にやるとしても、原則として五日間ぐらいは必要な時間

団交には議事録を作成し、双方が確認すること。

「なぜ、納得して貰いました。しかし、この場合においても、原の態度をとつてはいけません。」

「いや、わかれだけでは不剛だから、どうしても……」

「それでも、こういう喧嘩の中でもある場合がありますが、外部の者は無責任な者が多いからなるべくなら内輪でやろう」と言うて、

「いや、わかれだけでは不剛だから、どうしても……」

「どちらが悪いだら、名前を聞いておき、當日は委任状を持ってこさせ、その写しを請求して貰つておきます。」

「何故、そんなことを言つのか」と反問してきますから、「将来の紛争になつてはいけないから……」

「何故、そんなことを言つのか」と反問してきますから、「なぜ五日も必要なのか」

「いや、一週間の場合もあり得ます。」

組合側では、

「なぜ五日も必要なのか」

「一日の交渉時間は、原則として三時間以内とし、延長する場合は双方の同意をもつて決

めること。

「何故、そんなことを言つのか」と反問してきますから、「なぜ五日も必要なのか」

「なぜ五日も必要なのか」と反問してきますから、「なぜ五日も必要なのか」

「なぜ五日も必要なのか」と反問してきますから、「なぜ五日も必要なのか」

「なぜ五日も必要なのか」と反問してきますから、「なぜ五日も必要なのか」

「なぜ五日も必要なのか」と反問してきますから、「なぜ五日も必要なのか」

広告部 鉄道・新聞・浴場の求人案内其他の広告

駅掲出看板の御相談

製作部 室内装飾展示工事

ネオン看板の修理製作

企画部 企画立案他

蒲田医師協同組合指定
蒲田工業協同組合指定
都市廣告株式会社

本社 東京都渋谷区広尾1~3~16(東陽ビル)
電話 東京(03) 444-0647
蒲田支店 東京都大田区南蒲田3~1~9
電話 東京(03) 742-5674(代)

内外国
特許と商標の出願
懇切取扱

成島特許

港区新橋1丁目18番地-19号

キムラヤ大塚ビル6階

電話 (502) 0638, 0639

昭和四十二年度中小企業

設備近代化資金貸付

この様な制度は、中小企業近代化促進法によるもので、自力で設備投資をすることが困難な中小企業者に対し、無利子の長期資金を貸付け、その設備の近代化及び業者の合理化を促進することにより、左記要領で貸付けることになります。したのでお知らせします。

申込者の資格

既に組員の皆さんにはお知らせしましたが、指定業種の企業で、指定の設備を部内に設置する企業であって、次の要件を備えていること。(指定業種、指定設備についておわかりのない方は組合へお問い合わせ下さい。組員の殆んどが該当します)

①申込設備を設置しようとする工事

財産管理以外の相続税対策としては、相続税の特典をフルに利用する手があります。

小間物販商をしていた片山さんが亡くなつたのは、昭和四十二年四月のことです。

片山さんの財産は土地建物商品、貯金など、合わせて約一千万円でした。片山さんの子どもは、長男(三十五才)と長女(五十才)の二人でしたので、財産を相続するのは、奥さんと子ども二人、合計三人です。奥さんは昔ふうの人でしたので、これからは自

場を都内に有し、資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社は常に使用する従業員の数が三百人以下の会社、若しくは個人であること。
②都内において引き続き一年以上同事業を営んでいること。
③確実な二人以上の連帯保証人又は確実な担保物件を有すること。
④前年度における事業税の證明書（納税證明書のどれない場合は、申告済證明書又は課税證明書）のとれるものであること。
⑤資本の額又は出資の総額が一億円以上の企業から二以上の出資を受けている企業であること。
⑥過去五年間に、この資金を四回以上借り受けていない企業であること。
⑦納税に関する青色申告をしてい
分も長女も長男に生活のめんどうをみて貰うのだから、自分も長女も遺産はいらないからと、長男ひとりで遺産の相続をしたのですが、相続税は十六万円ほどとなりました。

⑧申込設備を設置する工場が建築基準法、工場公害防止条例等の法令に違反しないこと。
⑨機械工業振興臨時措置法、電子工業振興臨時措置法、又は中型鋼船造船業合理化臨時措置法による融資を受けこととなる企業でないこと。ただし、公害關係設備を設置する場合は、この限りではありません。
申込設備
①契約の時期
申込設備の売買契約は、原則として、昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十日までに契約したもの、又は契約する予定のものに限ります。
それは配偶者、つまり奥さんは税金を手額にするという特典があるからです。
相続の場合には、この特典をフルに利用しないと損です。これは、財産は夫婦が協力して作りあげたるもので、遺産は残された配偶者にとうては、老後の生活資金という意味をもつていてるので、とくに税金を安くしているのです。
ですから、配偶者の相続する遺産は、すくなくとも民法で認めらるるもの、又は今日との取引を正確に記録した帳簿を整備していること。

<p>③設置の時期</p> <p>昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十日までに設置したもの又は設置予定のもの。</p> <p>秀であるもの。</p>	<p>②設備の内容</p> <p>指定設備(詳細は組合にお問合せ下さい)であつて、原則として、新品であり、かつ、性能が優秀であるもの。</p>	<p>①貸付金の使用条件</p> <p>貸付対象設備の設置に要する資金</p> <p>②貸付金額</p> <p>貸付対象設備の設置に必要とする資本額(金利を除く)の四五五%定した額(金利を除く)の四五五%とし、原則として二〇万円以上三〇〇万円以下とする。</p> <p>された法定相続分、つまり、三分の一を割るべきでないでしよう。割った場合にはそれだけ税のうえで損になります。</p> <p>同じことが、未成年者についても言えます。</p> <p>未成年者には、これから教育費や、養育費がかかりますから、未成年者に対して、税金を安めにしているのです。</p> <p>片山さんの場合で言えば、長女は十五歳ですから、未成年者です。ですから、奥さん、長男、長女の三人で、仲よさ三分の一ずつを相続していたら、税金は長男ひとりで相続した場合の、ちょうど半分になります。</p>
--	---	---

④償還期間及び償還方法
償還期間は五年以内とし、貸付金の交付の日から一年置き、四年（汚水処理設備及び煙処理設備を設置する場合は十一年）以内に半年賦均等償還。

⑤貸付対象設備の所用費用の支払期限
貸付の決定を受けた設備の費用は、左記の期限までに支払わなければなりません。

ア、貸付決定額相当額について
は、貸付金の交付を受けた日から一ヶ月以内又は昭和四十三年三月三十日までに支払うこと。
イ、貸付決定額相当額以外の額の支払は、当該設備設置後一ヶ月以内又は昭和四十三年三月三十日までとし、手形の場合については、最終決済日が昭和四十三年九月三十日までのものであること。
⑥償付金の交付等
東京都と貸付決定を受けた企業と契約を結び、かつ、所定の手続を終えたのち、貸付金の金額を交付します。

⑦その他
ア、⑥の契約に基き公正証書を作成しますが、この契約書及び公正証書作成の手続きに要する一切の費用は借受人の負担となります。
なお、担保物件を提供する場合は、抵当権設定登記を行い、これに要する費用も借受人が負担することになります。

申込受付期間 昭和四十二年五月十五日(月)から昭和四十二年六月十五日(水)まで。
申込の受付場所及び問合せ先 東京都千代田区丸の内三丁目、東京都経済局金融貿易部設備助成第一課(第十五室五階)、電話二二二五一一、内線四三三、二八二。
提出書類 書類は必ず完備し、かつ、これらの押印欄には印鑑証明のとれる印を使用し、次の順序に従って左記にして提出して下さい。
①中小企業設置近代化資金貸付申請書(東京都所定用紙、本組合にあります)
②近代化促進診断手帳調査表(東京都所定用紙、本組合にあります)
③前年度における事業税の納稅証明書(納稅証明書のとれない場合は、申込設備の見積書及びカタログ書)
④申込設備の見積書及びカタログ書
⑤貸付書類等(前年度の貸借対照表、損益計算書及び会社の登記簿謄本)
⑥本社及び設置場所への案内図

ミドリの安全靴 ミドリワーキングウェア

ミドリのヘルメット ミドリの作業用手袋

(社) 労働省推奨

川崎支店

TEL (52) 4 3 8 1 (代)

緑 緑災害防具株式会社

川崎市上平間字池淵1221番地
東京都葛飾区小菅1の2
短島郡石川町石川町1-1-1

作業帽子・作業服
事務服・雨合羽
タオル
製造・販売
今村商店

中央区日本橋小伝馬町3の5
T. F. L. (661) 5 7 6 9

(前頁より)
④中小企業開拓予算と税制について
⑤講師II議院議員品豊田雅季

氏

四月十日 大森中金会実行委員会

①ゴルフ会実施會施設について

②五月会場開催について

③五月趣味の会施設について

四月十二日 出品大會議

④シヨウウインド改裝について協

議

四月十四日 青年部委員会

①五月経営サロン開催について

左の通り決定。

四月二十日 出品大會議

③五月趣味の会施設について

四月二十二日 出品大會議

④シヨウウインド改裝について協

議

四月二十四日 青年部委員会

①五月経営サロン開催について

左の通り決定。

四月二十九日 出品大會議

③五月趣味の会施設について

四月三十日 出品大會議

④シヨウウインド改裝について協

議

四月三十一日 出品大會議

③五月趣味の会施設について

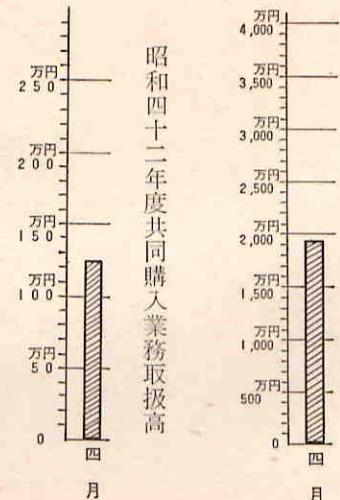
四月三十一日 出品大會議

④シヨウウインド改裝について協

議



四月二十五日 理事会	四月二十九日 総会開催に関する件
①昭和四十一年度事業報告承認の件	左の通り決定。
報告通り承認可決。	日時 II 五月 二十九日 (木) 午後 三時より
②昭和四十一年度収支決算報告承認の件	日時 II 五月 二十九日 (木) 午後 六時より
報告通り承認可決。	日時 II 五月 二十九日 (木) 午後 四時三〇分より
③昭和四十一年度事業計画案承認の件	場所 II 蒲田工業会館
認の件	会費 II 一、〇〇円
報告通り承認可決。	場所 II 蒲田工業会館
④昭和四十一年度事業計画案承認の件	と決定。
原案通り承認可決。	日時 II 五月 二十九日 (木) 午後
⑤昭和四十一年度収支予算案承認の件	日時 II 五月 二十九日 (木) 午後
原案通り承認可決。	日時 II 五月 二十九日 (木) 午後
⑥昭和四十一年度出資金一回に対する加入金額決定の件	日時 II 五月 二十九日 (木) 午後
原案通り承認可決。	日時 II 五月 二十九日 (木) 午後
⑦昭和四十一年度賃借入金額限度額決定の件	日時 II 五月 二十九日 (木) 午後
三億円とする。(前年度通り)	日時 II 五月 二十九日 (木) 午後
⑧昭和四十一年度一組員に対する貸付最高限度額決定の件	日時 II 五月 二十九日 (木) 午後
六〇〇万円とする。但し、理事会の承認を得てそれ以上貸付ける	日時 II 五月 二十九日 (木) 午後



⑬新加入申込組合員承認の件	東京都中小企業団体中央会長
左の方々の加入を承認可決。	大田区長
⑭常磐鋼構式会社(大田区南六郷一ノ三三ノ九)代表者吳方利	大田工連會長
昭氏、金属加工及鉄骨工事請負業、	大田工連會長
便所通路のため、倉庫の一部を改裝することに決定し、約二万八千円の支出を承認可決。	大田工連會長

⑮倉庫改費支由の件	△明盛電機株式会社(大田区東
会館)設置に伴い、外來者の	丸谷三ノ六ノ一二)代表者古沢盛
便所通路のため、倉庫の一部を改	男氏、電気機器製造販売修理業、
裝することに決定し、約二万八千	電話(742) 五六七一(代)
円の支出を承認可決。	箱根強羅「さつき苑」に一泊旅行

旅と宿

ヤシマ観光株式会社

東京都港区新橋4~8~12

T E L (432) 6471~4

蒲田工業協同組合

TEL (732) 7821-3

取扱品目

- 1、超硬工具(バイト、工具) (三菱、東芝)
- 2、作業衣、帽
- 3、安全靴、子安帽
- 4、安全ス、保軍帽
- 5、金属製機械、椅子、書庫、ロッカー、部品棚
- 6、油及び塗料
- 7、砥石、ベルト、化学薬品類

御一報次第直ちに参上して御見積り致します何卒御利用下さい。

大田区蒲田三ノ一四ノ一四(京浜線踏切前)
電話蒲田(731) 三四四四〇
三四四四〇
三四四四〇

刻烹